

平成二十八年度前期技能検定の実施に係る職種に次の職種を追加することとし、平成二十八年三月四日付け奈良県公報第二千七百六十号で公告した平成二十八年度前期技能検定の実施の公告の内容を、次のとおり変更します。

平成二十八年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 追加する職種

単一等級

製麺（手延べ干し麺製造作業）

二 平成二十八年三月四日付け奈良県公報第二千七百六十号で公告した平成二十八年度前期技能検定の実施の公告の変更
一に次のように加える。

3 単一等級

製麺（手延べ干し麺製造作業）

二の2の(一)の表中「及び三級金属熱処理」を「三級金属熱処理」に、「炎熱処理作業」を「炎熱処理作業）及び単一等級製麺（手延べ干し麺製造作業）」に改める。